

## 天正期豊臣政権下の小早川氏と肥前諸領主

尾下成敏

はじめに

本稿の目的は、天正（一五七三—一九二）期の小早川隆景・秀包父子と肥前諸領主とのかわりを検討することにより、豊臣政権下の九州における領主統合の一端を復元することにある。

毛利輝元の叔父で毛利一門の重鎮であった隆景と、その実弟で養子でもある秀包が、豊臣政権下の北九州で領知を得たのは、天正十五年（一五八七）六月のことである。この時、隆景は筑前一国・筑後二郡（竹野郡・生葉郡）・肥前一郡半（基肄郡・養父半郡）を、秀包は筑後の御井・御原・山本三郡を拝領した。<sup>②</sup>

豊臣政権下の小早川氏が、筑後の立花氏・高橋氏・筑紫氏のほか、西肥前の松浦氏・大村氏・波多氏・有馬氏・草野氏・宇久（五嶋）氏らとかかわりを持つていたことについては、既に幾度か指摘がなされている。例えば桑田和明は、天正十四年の対島津義久戦の際、豊臣秀吉が西肥前の松浦氏ら六氏に対する軍事指揮権を安国寺惠瓊と隆景の両名に与えたと見る。<sup>③</sup>一方、国重頭子と山本博文は、秀吉が松浦氏ら六領主を小早川氏の指揮

下とするのは、天正十五年の肥後国衆一揆（以後、肥後争乱と略称）の際と見る。<sup>④</sup>つまりは、小早川氏が西肥前の六領主を指揮下に置く時期をめぐり、三氏の間で見解の相違が見られるのである。

ところで、右に述べた山本の見解は、戦中に編纂され終戦後三十年余りを経て公刊された『毛利輝元卿伝』（以下、『卿伝』と略称）の記述、すなわち肥後の争乱が勃発して間もない天正十五年九月、秀吉が秀包に筑後・肥前の軍勢を率いさせたとする記述<sup>⑤</sup>と抵触する見解である。『卿伝』の記載を事実と理解すれば、西肥前の軍勢を率いるのは、隆景ではなく秀包であった可能性が生じるので、そう見ることができよう。こうした点は、肥後争乱時における小早川父子と肥前諸領主との関係が未だ明確ではないことを示唆するものではなからうか。小早川氏と肥前諸領主とのかわりについては、桑田・国重・山本や『卿伝』のほか、木村忠夫も言及を加えている。木村は、肥前諸領主と秀吉との間を取次ぐ役目が隆景に課せられたと主張するが、その根拠として挙げるのは、西肥前の六領主が隆景の指揮下に置かれたことのみであり、<sup>⑥</sup>彼ら以外の肥前の領主、具体的には龍造寺政家やその重臣鍋島信生（のちの直茂）らとのかわりは述べていない。こうした点から、隆景に課せられたのは、肥前諸領主と秀吉との間を取り次ぐ役目ではなく、西肥前諸領主と秀吉との間を取り次ぐ役目であった可能性も考えられる。

以上、従来の研究を紹介し問題点を列挙した。ここからは、軍事編成から見た小早川氏と肥前諸領主との関係が、今に至るも明確ではない点が浮上する。また肥前の事例が明確ではない以上、豊臣政権下の九州における領主統合のありようもまた不明確ということになる。かかる点を踏まえると、①小早川氏が西肥前諸領主を指揮下に置くようになった時期を明確にし、②肥後争乱時における秀包と肥前諸領主とのかわりを明らかにし、③隆景と肥前諸領主とのかわりを明らかにすることが、現段階での検討課題となろう。これらの課題を解き明かすことで、小早川氏と肥前諸領主との関係が今よりも明確になり、豊臣政権下の九州における領主統

合のありようの一端が明らかになると考える。

### 一 秀吉朱印直書五点の年代をめぐって

ここでは、秀吉が西肥前の六領主を小早川氏の指揮下に置くと決した五点の朱印直書の年代、すなわち十月廿一日付の秀吉朱印直書一点(宛所は安国寺惠瓊)、十月廿二日付の秀吉朱印直書四点(宛所は波多親、大村喜前、有馬晴信、松浦隆信・鎮信父子)の年代を確定し、「はじめに」で掲げた課題①を解決するための土台作りを行う。

まずは、安国寺へ出された秀吉朱印直書の全文を掲げる。

史料 1

肥前国松浦肥前守・同道嘉(隆信)・大村・波多(喜前)・有馬(親)・草野(晴信)・宇久(鎮水)此者共事、小早川・其方兩人一左右次第、何之

口へ成共、無緩可相動旨、被遣朱印候、猶以堅可申触候也、

十月廿一日(豊臣秀吉朱印)

(惠瓊)  
安国寺

この秀吉朱印直書は「小早川家文書」として伝来したもので、周知の如く、『大日本古文書 小早川家文書』(以下『小早川』と略称)の収録文書である。

内容を見よう。西肥前の松浦父子や大村・波多・有馬、そして草野鎮永・宇久(五嶋純玄へ、「小早川」<sup>⑧</sup>)と安国寺の指示次第で軍事行動を行うよう「朱印」を遣わすことが伝えられ、その「朱印」を彼らへ伝達するよう指示が出されている。『小早川』のほか、桑田和明・三鬼清一郎は、史料1の年代を天正十四年(一五八六)と見なす<sup>⑨</sup>。一方、河合正治・山本博文は史料1を天正十五年の発給とし、国重顕子も文書の内容から同様の見解

をとる。<sup>(10)</sup>

まずは天正十六年以降に出された可能性があるかどうかを述べよう。天正十六年八月、草野は肥後へ転封され、<sup>(11)</sup> 同国隈本(熊本)城に拠る加藤清正の配下として、隈本に居住するよう命じられている。<sup>(12)</sup> つまり天正十六年十月には、草野は肥前国内の所領を喪失していた。それゆえ、発給年代の下限として天正十六年以降を想定することはできない。史料1は天正十五年以前に出された文書であろう。ここでは、この点を確認して、十月廿二日付の秀吉朱印直書四点に目を移す。

史料<sup>(13)</sup> 2

度々如被仰出候、小早川・安国寺申次第、無由断可相動事專一候、不可有緩候、先度小西撰津守被差遣候刻、委細被仰含候条、定而可相達候也、

十月廿二日(豊臣秀吉朱印)

波多下野守とのへ<sup>(親)</sup>

史料<sup>(14)</sup> 3

度々如被仰出候、小早川・安国寺申次第、無由断可相動候、不可有緩候、先度小西撰津守被差遣刻、委細被仰含候条、可相達候也、

十月廿二日(豊臣秀吉朱印)

大村とのへ<sup>(喜前)</sup>

史料<sup>(15)</sup> 4

度々如被仰出候、小早川・安国寺申次第、無由断可相動事專一候、不可有緩候、先度小西撰津守被差遣候刻、委細被仰含候条、可相達候也、

十月廿二日（豊臣秀吉朱印）

<sup>(晴信)</sup>  
有馬とのへ

史料5<sup>(16)</sup>

度々如被仰出候、小早川・安国寺申次第、無由断可相動事肝要候、不可緩有候、先度小西撰津守被差遣候、委細彼口上可申候也、

十月廿二日（豊臣秀吉朱印）

<sup>(隆信)</sup>  
松浦道可入道とのへ

松浦肥前守とのへ

史料2と史料5も「小早川家文書」として伝来したもので、『小早川』の収録文書であり、西肥前の波多・大村・有馬や松浦父子が宛所である。いずれもほぼ同文で、「小早川」と安国寺の指示に従い軍事行動をとるよう伝えた点、「小西撰津守」が秀吉の指示を伝える点が記されたことが知られよう。日付は同じ十月廿二日である。これらの点から、史料2と史料5は同一時期に出されたと見て差し支えない。

国重は、これら四点の発給年代を、その内容から天正十五年と推定する<sup>(17)</sup>。一方で『小早川』は、これら四点の年代を天正十四年とし、桑田・三鬼も同様の見解をとる<sup>(18)</sup>。

文中の「小西撰津守」に注目したい。これは秀吉の直臣小西行長のことである。国重が明らかにしたように、天正十五年四月以前の小西は「弥九郎」「日向守」と呼ばれ、「撰津守」と呼ばれるのは同年八月以降である。また天正十五年十月中旬頃、秀吉は小西を使者として九州へ派遣すると表明していた<sup>(19)</sup>。とするなら、史料2と史料5の年代として、天正十四年以前は考えにくく、発給年代の上限は天正十五年となろう。

さて、史料2と史料5は史料1と日付が近接し内容も対応している。それゆえ、史料1と史料2と史料5の

年代は同じとを考えてよからう。そして史料1の発給年代の下限が天正十六年以降とは考えられない以上、史料2～史料5も天正十六年以降に出された文書とは考えられない。とすれば、これら四点の秀吉文書の年代として判断できるのは、天正十五年のみである。

史料2～史料5の発給年代を右の如く判断して史料1に立ち返る。繰り返すようだが、さきに述べた如く、史料1と史料2～史料5の年代は同一である。ゆえに、史料1の年代も天正十五年となる。そして年代をこのように判断すると、史料1～史料5は肥後争乱時の発給文書となり、史料1に関する河合・山本・国重の指摘、史料2～史料5に関する国重の指摘は正しいと判断できる。

ところで、以上の点を踏まえて史料2～史料5を読みなおした場合、気になるのが、書出の「度々如被仰出候」である。これらの文書が出される前から、秀吉が西肥前の諸領主へ、「小早川」と安国寺の指示に従い軍事行動を行うよう命じた事実が浮上するからである。では、そうした命令が初めて出されるのは、いつ頃であろうか。この点に関しては、次章の分析を通じて明らかにしたい。

取りあえずここでは、史料1～史料5の発給年代が、いずれも天正十五年であることを確認しておく。

## 二 隆景・秀包父子の役目をめぐって

ここでは、「はじめに」で掲げた課題①～③を解決し、豊臣政権下における小早川氏と肥前諸領主との関係を明確にしたい。

## 一 肥後・肥前の争乱の経過

行論の都合上、肥後・肥前の争乱の経過を述べておこう。<sup>(20)</sup>

**肥後の争乱** 天正十五年（一五八七）の九州国分の際、豊臣政権は織田系大名の佐々成政に肥後一国の支配を委ねたが、入部直後の佐々は同国の国衆隈部親永・親安父子と対立し、遂に武力衝突に及んだ。結果、父の親永は佐々の攻撃に屈したが、子の親安は抵抗を続け、他の国衆の加勢も得て国衆一揆を結成した。

天正十五年八月になると、一揆の勢力は拡大を続けて百姓も加わり、肥後国内の混乱状況に拍車がかかっていた。なお、一揆の中心人物は、隈部親安とその配下有動兼元ではないかと推測される。

肥後の一揆と戦闘を交えた豊臣方は、佐々や秀包、筑後の筑紫広門・立花統虎（のちの宗茂）・高橋統増（のちの立花直次）らのほか、安国寺恵瓊や毛利家臣団、鍋島信生ら龍造寺政家の家臣団であった。隆景は秀包の居城筑後久留米城まで出陣し後詰に当たっている。<sup>(21)</sup> 天正十五年十二月までに豊臣方は一揆をほぼ壊滅させた。

**肥前の争乱** 九州国分の結果、肥前の大半は龍造寺政家が支配することになった。また同国伊佐早に本拠を置く国衆西郷信尚が改易され、伊佐早には筑後柳川城将で龍造寺一門でもある龍造寺家晴が入部している。しかし肥後の争乱が勃発し家晴が同国へ出陣すると、その隙を突いて西郷が兵を挙げ旧領伊佐早を奪い返すことになる。

西郷の蜂起と同時期、肥前日之江の有馬晴信も軍勢を動かして西郷を援助し、肥前神代を占領した。同地はかつて有馬氏の所領であったが、九州国分により政家領とされていた。有馬も旧領を奪還したのである。

一連の争乱が勃発したのは、天正十五年九月頃と見られるが、肥後の如く、小早川勢や毛利勢等の他国の軍勢が肥前へ進軍した形跡は皆無であり、その年の暮頃、同国内では目立った軍事行動が見られなくなる。それどころか、十二月下旬の豊臣政権は西郷のみを攻撃の対象とし、有馬を攻撃の対象とはしなくなった。有馬の

説得は、天正十六年閏五月に肥後に入部した小西行長が行い、同年冬までに有馬が占領地の神代を手放し、その身上を安堵されている。西郷は天正十六年中に伊佐早を退去し有馬領内へ逃れた。

ところで、肥後の争乱を鎮圧すべく、家晴や鍋島ら龍造寺勢は肥後へ出兵したが、龍造寺家の当主政家は肥後へ出陣しなかったと見られる。そのことを示唆するのが史料6である。

#### 史料6<sup>(22)</sup>

肥前国一揆端々令蜂起之由候、差儀雖不可有之候、(隆景) 沖御人数被遣儀候条、卒尔之動不可仕候、小早川左衛門佐・黒田勘解由・森老岐守久留米ニ在之事情、毛利右馬頭早速可着陳候条、相談、行専用候、御人数之儀者左右次第追々可被遣候、其上利州大納言・江州中納言被差越、唐国までも可被仰付候、九州之儀者天下坪内と被思召候条、可成其意候、其方所勞之由被聞召候、如何候哉、無由断養生專一候、猶石田治部少輔可申候也

十月十三日（豊臣秀吉朱印）

龍造寺民部大輔(政治家)とのへ

天正十五年の十月十三日付で政家へ出された秀吉朱印直書である。文書の日付や、肥前と上方の距離を踏まえるなら、傍線部は、天正十五年九月頃の肥前国内の状況を示すと考える。史料6の傍線部から、当時政家は病床にあり、軍勢を指揮できるような健康状態ではなかったと見られる。<sup>(23)</sup> 政家は出陣せず肥前国内に居たのであろう。そして、このことが肥前の争乱を助長する要因となったのではないか。

なお、天正十五年の十一月十五日付で政家へ出された秀吉朱印直書の写は、十月十二日付の政家書状を受けて出されたものだが、そこには「大村・畑・草野・有馬儀出入質、無別条由、条々申越候条、小西撰津守を被差遣、龍造寺相動候同前ニ諸事覚悟可然旨被仰下候、定而 上意之段相背間敷哉事」と記されている。<sup>(24)</sup> 十月頃、大村・波多・草野・有馬四氏が人質を出し別条は無いと記す点を踏まえると、当時の四氏の動向は、秀吉から

不穩視されるものであったと推測されよう。

以上、肥後・肥前の争乱の経過を述べた。付言すると、これらの争乱勃発から間もない天正十五年十月中旬の秀吉は、争乱の鎮圧が進まない場合、弟豊臣秀長や甥の豊臣秀次、娘婿で養子の宇喜多秀家を九州へ出兵させると表明していた。豊臣政権は九州の情勢を深刻にとらえていたのであろう。

## 二 秀包と肥前諸領主

以下では、「はじめに」で掲げた課題①～③について検討を進める。肥後の争乱勃発を受け、秀吉は隆景へ指示を下した。史料7は、そうした指示の一つである。

史料7

此御朱印見分、陸奥守其外へ早々可被相届候、

(佐々成政)

(惠瓊)

去月廿三日書状、今日八日於大坂披見候、肥後表之儀付而安国寺境目迄遣、一定之儀被申越候、満足思召候、

a

b

(小早川)

(政家)

(小早川秀包)

(惠瓊)

一 由断在之間敷候へ共、弥被入精、筑後衆・肥前衆両国之者肥後へ、龍造寺申談、藤四郎為大将、安国寺相副遣、隆景者くるめ之城ニ在之而尤候、両国之者共人数計ニて行於難成者、黒田勘解由・森吉岐守両人をも其地

(小早川)

(政家)

(小早川秀包)

(惠瓊)

(小早川)

へ召寄、其方手人数被相副、二番可相立儀可然候事、

一 其人数にても事不行候者、毛利右馬頭立花城迄被出馬、くるめ城・前筑紫居候つる城、両城ニ慥成留主を被

(麻七)

(広門)

(小早川)

(政家)

(小早川秀包)

(惠瓊)

(小早川)

(政家)

(小早川秀包)

(惠瓊)

(小早川)

(政家)

(小早川秀包)

(惠瓊)

(小早川)

(政家)

(小早川秀包)

(惠瓊)

(小早川)

(政家)

(小早川秀包)

一 何之国ニ何事出来候共、守此旨丈夫可申付候也、

九月八日(豊臣秀吉花押)

小早川左衛門佐とのへ

天正十五年の九月八日付で発せられた隆景宛ての秀吉直書である。傍線部 a から、この文書が、肥後情勢を報じる八月廿三日付の隆景書状を受けて出されたことが判明しよう。<sup>26</sup> 秀吉の指示は三箇条にわたる。まず傍線部 b に注目したい。

傍線部 b では、隆景と政家が相談した上で、筑紫勢・立花勢ら筑後の軍勢や、龍造寺勢を始めとする肥前の軍勢を肥後へ投入すべきこと、両国の軍勢の大將を秀包とし、安国寺をこれに副えるべきこと、隆景は久留米城まで出陣すべきことを指示している。政家は肥前の大半の支配を任されているので、彼との相談が隆景へ指示されたのであろう。

傍線部 c に目を向ける。ここでは、秀包らの肥後制圧が難航した場合は、豊前の黒田孝高・森可成らの軍勢を久留米城へ召し寄せ、これに隆景の軍勢を加え肥後へ出兵させることも指示している。この箇所から、黒田・森の久留米入城と肥後出兵は秀包らの肥後制圧難航時と、秀吉が定めたことが知られよう。

右のような措置や、さきに述べたが、天正十五年十月中旬の豊臣政権が九州の情勢を深刻にとらえていた点を踏まえると、同年九月上旬頃の秀吉は、肥後争乱の鎮圧が容易ではないと認識していたのではないか。それゆえ、龍造寺氏ら肥前諸領主の軍勢を秀包・安国寺に率いさせ、戦況次第で黒田勢・森勢の出勤を可能としたのであろう。なお、既に述べた如く、天正十五年九月頃の政家は病床にあり、軍勢を指揮できるような健康状態ではなかったと推測される。政家の役目が隆景との相談のみで、重臣の鍋島らが秀包や安国寺の指揮に従うと決められたのは、政家の病という状況が背景にあるのだろう。

秀包と肥前諸領主とのかわりについて、今少し説明を加えよう。

秀包が大將として龍造寺勢を始めとする肥前の軍勢を指揮するよう命じられた事実や、安国寺が秀包に副えられたこと、つまりは大將秀包の副将格であった事実を踏まえると、松浦氏・大村氏・波多氏・有馬氏・草野

氏・宇久氏ら西肥前諸領主は、九月には、秀包と安国寺の指揮下に置かれると決していたことになろう。なお、これより前、秀包・安国寺の両人がかかる立場にあった形跡はない。この点からも、西肥前の六領主が秀包・安国寺の指揮下に置かれるようになるのは、天正十五年九月と見てよいはずである。そして、このように判断するならば、前掲史料1〜前掲史料5の「小早川」は隆景ではなく、秀包と判断したほうがよからう。

以上、(1)天正十五年九月、肥後争乱の勃発という事態を受けた秀吉が、鍋島ら龍造寺家臣団のほか、西肥前の六領主も秀包の指揮下に置くことを指摘し、(2)肥後争乱の鎮圧が容易ではないと秀吉が認識していたため、こうした措置がとられたと述べた。そして天正十六年七月、安国寺や立花が九州に居らず上方に滞在していた事実<sup>27</sup>を踏まえるならば、(3)遅くとも天正十六年夏までに、秀包を大将、安国寺を副将格とする軍団は解体されたと判断できよう。もともと争乱に対応した軍事編成である以上、事態が終息に向かえば、解体されるのは必然と言える。

最後に付言しておく、さきに述べた有馬氏の動向や、大村氏・波多氏・草野氏の動向から推して、(4)有馬氏の軍勢が秀包の指揮下に入ったとは考えられない。また天正十五年冬、大村・波多・草野三氏の軍勢が秀包を大将とする軍団に組み込まれた可能性は低いのではなからうか。

### 三 隆景と肥前諸領主

これまで述べてきた点を踏まえるならば、「はじめに」で紹介した木村忠夫の指摘、すなわち西肥前の松浦氏・大村氏・波多氏・有馬氏・草野氏・宇久氏が隆景の指揮下に置かれていたとの前提に立って、隆景に肥前諸領主と秀吉との間を取り次ぐ役目が課せられたと見る指摘は、疑問となろう。何故なら秀吉は、松浦氏ら六氏を隆景ではなく秀包の指揮下に置くこと命じているからである。

管見の限り、天正十五年六月以降、隆景が西肥前諸領主と秀吉との間を取り次いだ形跡は見出せない。となれば、隆景に松浦氏ら六氏と秀吉との間を取り次ぐ役目が課せられていたと判断するのは難しい。では、隆景と龍造寺氏ら東肥前諸領主との間には何のかかわりも無かったのであるうか。天正十五年の九月廿一日付で隆景へ出された秀吉直書に注目したい。

史料<sup>(28)</sup>  
8

去八日書状并安国寺昏面之通、今月廿一日於京都加披見候、然者其方久留米へ相越、先之様子被聞合之由尤候、誠去年以来長々在陣、其許可有付内、無幾程出陣之儀辛勞之段痛入候、先書如仰遣候、陸奥守肥後国侍ニ朱印之面知行等依不相渡候歟、俄檢地申付、百姓以下及迷惑候歟、企一揆之段、陸奥守所行沙汰之限候、<sup>a</sup>就其行等之儀、藤四郎・安国寺かたへ申遣、不可有由断候、森岯岐守・黒田勘解由罷立之由候間、是又遂相談可然候、龍造寺・立花・筑紫・鍋嶋かたへも被成御朱印候、猶得其意可申聞候也、<sup>b</sup>

九月廿一日（豊臣秀吉花押）

小早川左衛門佐とのへ

傍線部 a の「行等」つまりは肥後での軍事行動について秀包と安国寺へ指示するよう、秀吉が隆景へ命じた箇所や、秀包が隆景の指揮下に置かれていた事実<sup>(29)</sup>を踏まえると、隆景は秀包・安国寺の両名を指揮する立場と見られる。そして鍋島ら龍造寺家臣団が秀包・安国寺の指揮下にあった事実を踏まえるなら、肥後争乱のおり、間接的な形ではあるが、龍造寺家臣団が隆景配下とされていた点が浮かび上がる。ただ一方で、隆景が龍造寺家臣団を直接指揮する立場ではないことにも留意する必要がある。なお、既に述べたが、遅くとも天正十六年の夏までに秀包を大将、安国寺を副将格とする軍団は解体される。このことは、隆景と鍋島ら龍造寺家臣団との軍事編成上のかかわりが、天正十六年夏までに断ち切られたことを意味しよう。

傍線部bに目を向けよう。ここから、秀吉が政家・立花・筑紫・鍋島に「御朱印」と呼ばれる文書を出した  
こと、そして秀吉が隆景へ、立花・筑紫や政家・鍋島らにそのことを申し聞かせるよう命じたことが知られる。  
かかる事実は、政家・鍋島と秀吉との間を取り次ぐ役目が隆景に課せられていたことを示すものである。

隆景が豊臣政権と龍造寺氏とを取り次ぐ役目を務めたのは、肥後・肥前争乱時のみのことではない。

天正十八年正月、秀吉は朱印状を発給して、政家の子で当時五歳の高房を龍造寺家の当主とし、肥前九郡  
(佐賀・小城・三根・藤津・高来・神埼・杵島・下松浦・彼杵)の内で三〇万九九〇二石を与えた。政家は隠居して五  
〇〇〇石を、重臣の鍋島は四万四五〇〇石を給与された。<sup>(30)</sup>かくして高房が龍造寺家を相続したが、幼い当主の  
擁立は順調に進んだわけではない。

慶長十二年(一六〇七)の七月二十六日付で鍋島が政家へ出した書状の写があり、そこには「一、政家様  
(龍造寺)

(豊臣秀吉)  
殿下御奉公御成有ましき由被仰上候節、既可相果御家ニ候つれとも、隆景公え罷出、いろく打頼申、御詫言

申叶、ちふさをくハへられ候藤八郎を家督申定候」と記されている。<sup>(31)</sup>すなわち政家が秀吉への奉公ができな

いと、豊臣政権へ申し出た際、龍造寺家は領国を失うはずだったが、鍋島が隆景のもとへ赴き、いろいろと頼み  
込んだ結果、鍋島の頼みが聞き入れられ、豊臣政権が高房の家督相続を決定したと記すのである。

留意すべきは、隆景がこの書状に登場することである。文面からは、鍋島と豊臣政権との間を隆景が取り次  
いだことが知られよう。また内容から見て、この出来事は高房の家督相続直前、すなわち天正十七年と判断で  
きる。肥後・肥前両国の争乱が終息した後も、隆景は豊臣政権と龍造寺氏とを取り次ぐ役目を務めていたの  
である。

以上、隆景と肥前諸領主とのかわりを検討し、(1)隆景は秀包・安国寺両名を指揮する立場であり、間接  
的な形ではあるが、遅くとも天正十六年の夏まで鍋島ら龍造寺家臣団を配下としていた。(2)龍造寺氏と秀吉

との間を取り次ぐ役目が隆景に課せられていたと指摘した。

## おわりに

まずは、本稿で指摘した点を要約しよう。(1)天正十五年(一五八七)九月、肥後争乱の勃発を受けて秀吉は、鍋島信生ら龍造寺氏家臣団のほか、西肥前の松浦氏・大村氏・波多氏・有馬氏・草野氏・宇久(五嶋)氏を、秀包と安国寺恵瓊の指揮下に置くと決めた。(2)肥後争乱の鎮圧が容易ではないと秀吉が認識したため、こうした措置がとられた。(3)有馬氏の軍勢が秀包の指揮下に入ったとは考えられない。また天正十五年冬、大村氏・波多氏・草野氏の軍勢が秀包を大将とする軍団に編成された可能性は低いのではないか。(4)隆景は秀包・安国寺両名を指揮する立場であり、間接的な形で、鍋島ら龍造寺家臣団を配下としていた。(5)遅くとも天正十六年夏までに、秀包を大将、安国寺を副将格とする軍団は解体された。このことは、隆景と鍋島ら龍造寺家臣団との軍事編成上のかかわりが、天正十六年夏までに断ち切られたことを意味する。(6)龍造寺氏と秀吉との間を取り次ぐ役目が隆景に課せられた。

稿を閉じるにあたり、これまで述べたことを踏まえて、豊臣政権下の九州における領主統合に関し、若干の言及を行っておきたい。

豊臣政権下の九州の軍事編成を見る上で避けて通れないのが、同政権による「与力」・「合宿」編成である。桑田和明の研究によれば、「与力」・「合宿」は秀吉と直接主従関係を結んだ領主であるが、秀吉から賦課された軍役を豊臣大名の指揮下で遂行せねばならない存在でもあり、彼らの知行地は指揮官となる豊臣大名の領内に置かれていた。<sup>(32)</sup>

結論から言えば、本稿で論じた秀包と肥前諸領主との関係は、「与力」・「合宿」編成には該当しない。何故なら、肥前諸領主の知行地は秀包の領内（筑後の御井・御原・山本三郡）には置かれていないからである。そして肥後の争乱に対応する形で、秀包を大将とする軍団に編成されて軍役をはたし、争乱が終息に向かうと、秀包の指揮下を離れた点を踏まえるなら、肥前諸領主は秀包に戦時限定で附けられた与力と規定すべきであろう。

さて、小早川氏と肥前諸領主のような関係、すなわち「与力」・「合宿」編成に該当しない領主間関係は、さらなる検出が可能ではなからうか。以下、そうした点を示唆する事例を掲げよう。

天正十七年冬、肥後を統治する加藤清正と小西行長が、同国天草諸島に拠る志岐鱗泉鎮経・天草久種らを攻撃し、志岐・天草両氏を降伏させた。<sup>33</sup> イエズス会の宣教師ルイス・フロイスの著書「日本史」によれば、天草攻めの際、加藤・小西の両名は有馬晴信や大村喜前の軍勢を率いている。<sup>34</sup> 事実とするなら、この合戦の際、加藤と小西は隣国肥前の有馬氏・大村氏を与力としていた可能性が浮上するのではないか。

天正二〇年正月、秀吉は唐入り、すなわち大陸侵攻を開始した。フロイスの書簡によれば、大陸侵攻開始前の秀吉は、有馬・大村や松浦鎮信・五嶋純玄、そして対馬の宗義智に対し、小西の指揮に従うよう命じている。また豊前の黒田長政には豊後の大友吉統（初め義統）を附けている。<sup>35</sup> かかる記述が正しければ、大陸侵攻時、西肥前諸領主と宗氏が小西氏の、大友氏が黒田氏の与力であった可能性が浮かび上がる。

右に挙げた領主たちの所領の配置に目を向けよう。有馬・大村両氏の所領が加藤領・小西領のなかに設定された形跡は見出せない。また松浦氏・宇久氏・宗氏の所領が小西領のなかに、大友氏の所領が黒田領のなかに設定された形跡も見出せない。

フロイスの記述については、慎重な検証が必要であろう。しかし記述が事実を反映したものであれば、加藤・小西と有馬・大村との関係、小西と有馬・大村・松浦・宇久・宗との関係、黒田と大友との関係については、

「与力」・「合宿」編成に該当しない領主間関係と考えたほうがよいだろう。そして仮にかかる領主間関係が広汎に存在したとするなら、「与力」・「合宿」編成とは異なる軍事編成は、特殊なものではなく、広く存在した軍事編成と判断できる。かかる編成が未だ明確にされていないことは、豊臣政権下の九州における領主統合の復元が進んでいないことを意味しよう。となれば、右に掲げた事例を検討し、豊臣政権下の九州の軍事編成に関する考察を進めることが次なる課題となろうが、現段階では、そのことを検討する余裕はなく、今後取り組むべき課題として残さざるを得ない。

## 註

- (1) 隆景・秀包父子に関する記述は、断らない限り、渡辺世祐・川上多助『小早川隆景』（マツノ書店 一九八〇年、初出一九三九年）二二六頁、河合正治「小早川隆景と織豊時代」（『三原市史』第1巻 三原市役所 一九七七年）五一七頁―五二〇頁、本多博之「小早川隆景と三原」（『芸備地方史研究』二六〇・二六一合併号 二〇〇八年）一五頁に依拠している。
- (2) 森山恒雄『豊臣氏九州蔵入地の研究』（吉川弘文館 一九八三年）八頁―一四頁、中野等『立花宗茂』（吉川弘文館 二〇〇一年）三四頁―三六頁。
- (3) 桑田和明「豊臣秀吉の九州再国分と領主」（桑田『中世筑前国宗像氏と宗像社』収録 岩田書院、二〇〇三年、初出一九八三年）三九〇頁。
- (4) 国重顕子「秀吉の国内統一過程における小西行長」（箭内健次編『鎖国日本と国際交流』上巻 吉川弘文館 一九八八年）一六九頁・一八二頁、山本博文「豊臣政権の『取次』の特質」（山本『幕藩制の成立と近世の国制』収録 校倉書房 一九九〇年）五六頁。なお、国重は右の論文のなかで、松浦氏ら六氏が「小早川」の指揮下に置かれたとするが、「小早川」が隆景なのか秀包なのかについては、明確には述べていない。

- (5) 渡辺世祐監修『毛利輝元卿伝』（マツノ書店 一九八二年 以下『卿伝』と略称）三七一頁・三七二頁。なお、渡邊大門『戦国の交渉人 外交僧・安国寺恵瓊の知られざる生涯』（洋泉社 二〇一一年）一四七頁にも、『卿伝』と同じ指摘が見られる。
- (6) 木村忠夫「小早川隆景筑前入部」（『西南地域史研究』一一 一九九六年）九頁―一五頁。なお、木村は、西肥前の六領主が小早川氏の指揮下に置かれた時期について、明言を避けている。
- (7) 『小早川』文書番号三三四。なお、同書は、秀吉文書の年代推定の根拠を示していない。
- (8) 史料1〜史料5に登場する「小早川」が誰かについては第二章で述べる。
- (9) 註(3) 桑田前掲論文三九〇頁、三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録』（名古屋大学文学部 一九八九年）三七頁。なお、桑田は、『小早川』の年代推定を踏襲している。三鬼の編著は、秀吉無年号文書の年代推定の根拠を示していない。
- (10) 河合正治『安国寺恵瓊』（吉川弘文館 一九五九年）九三頁・九四頁、註(4) 山本前掲論文五六頁、註(4) 国重前掲論文一六九頁・一八二頁。なお、河合・山本は、史料1の年代推定の根拠を明示していない。
- (11) 桑田和明「九州再国分と『与力』『合宿』編成」（註(3) 桑田前掲著書収録 初出一九八五年）四〇五頁・四〇六頁。「旧長岡藩草生家文書」のなかに草野へ出された天正十六年八月十二日付の秀吉朱印状の写がある。そこには「於肥後国為替地参千石事宛行之訖」「在隈本令合宿、加藤主計頭可抽忠節候也」と記されている（三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録（補遺1）』（名古屋大学文学部 一九九六年）七頁収録）。
- (13) 『小早川』文書番号三三六。
- (14) 『小早川』文書番号三三七。
- (15) 『小早川』文書番号三三九。
- (16) 『小早川』文書番号三四〇。
- (17) 註(4) 国重前掲論文一六九頁・一八二頁。
- (18) 註(3) 桑田前掲論文三九〇頁、註(9) 三鬼前掲編著三七頁。なお、桑田は、『小早川』の年代推定を踏襲している。

- (19) 註(4)国重前掲論文一六二頁―一六九頁。
- (20) 肥後・肥前の経過については、特に断らない限り、拙稿「豊臣政権の九州平定策をめぐって」(『日本史研究』五八五 二〇一一年)の叙述に依拠している。
- (21) 註(2)中野前掲著書五三頁。
- (22) 「龍造寺家文書」(『佐賀県史料集成』第三卷、一三八頁 以下「龍造寺家文書」は「龍造寺」、『佐賀県史料集成』は「佐賀」と略称)。
- (23) 十一月頃的情勢を受けて発給された十二月十日付の龍造寺宛て秀吉朱印直書には「次其方所勞得驗気候由被聞召候、尚以無田断養生肝要候也」とある(「龍造寺」(『佐賀』第三卷、一三九頁・一四〇頁)。十一月頃、政家の病は癒えつつあったのではなからうか。
- (24) 「家晴公御代」(『長崎県史史料編』第二卷、七三三頁 以下「家晴公御代」は「家晴公」、『長崎県史史料編』は「長崎」と略称)。
- (25) 『小早川』文書番号四九四。
- (26) 秀吉は安国寺へ、同日付の朱印直書ではほぼ同じ指示を出している(『萩藩閥閥録』卷三二(口羽衛士)―一二七)。
- (27) 「天正記」天正十六年七月十四日条・同月廿二日条・同月廿四日条等(『福原家文書』上巻収録)。
- (28) 『小早川』文書番号四九〇。
- (29) 註(6)木村前掲論文一二頁。
- (30) 「家晴公」(『長崎』第二、七三七頁・七三八頁)。
- (31) 「多久家文書」(『佐賀』第十卷、三七〇頁―三七四頁)。なお、『佐賀』はこの文書の年代を未詳とするが、高野信治「『御家』觀念の成立」(高野『近世大名家臣団と領主制』吉川弘文館 一九九七年、初出一九九八年)四五頁・六〇頁は、年代を慶長十二年と見る。本稿では、高野の年代比定に従っている。
- (32) 註(11)桑田前掲論文四二六頁・四二七頁。

- (33) 鳥津亮二『小西行長』（八木書店 二〇一〇年）一〇二頁―一〇四頁。
- (34) 松田毅一・川崎桃太訳『完訳フロイス日本史』12、二二頁・二三頁。
- (35) ルイス・フロイス執筆一五九一、九二年度日本年報（『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第一期第一卷、二七四頁・二七五頁収録 有水博訳）。